

八王子市町会等事務交付金の交付等に関する取扱基準

第1 申請に関する取扱基準

- 1 事業期間が、1年度（4月1日から翌3月31日まで）を対象とする場合
 - (1) 申請書の受付期間は、5月1日から5月31日までとする。
 - (2) 受付期間に間に合わない場合には、その理由を確認し、妥当であると判断されれば認める。
- 2 事業期間が、1年度に満たない場合
 - (1) 年度の途中で町会等を設立した場合には、事業開始日までに別記第1-2号様式で申請をさせる。
 - (2) 事業開始までに間に合わない場合には、速やかに申請させる。

第2 交付に関する取扱基準

- 1 交付日に関する取扱基準
 - (1) 5月31日までに申請した場合には、9月1日から同月30日までの間に交付する。
 - (2) 6月1日から翌2月28日（29日）までに申請した場合には、9月1日から翌年3月31日までの間に交付する。
- 2 補助金の額の算定に関する基準
 - (1) 要綱第5条の基準日は、5月1日とする。ただし、年度途中で設立した場合の基準日は、申請日とする。
 - (2) 年度の途中で町会等を設立した場合
 - ア 年度の途中で町会等を設立した場合には、均等割額及び世帯割額を算定するときには、設立日の属する月の翌月からの月割とする。この場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - イ 既存の町会等の区域から分離等により設立した町会等の場合で、既存の町会等に既に支払われている補助金がある場合は、これを控除して算定する。
 - ウ 既存の町会等の区域から分離等により設立した町会等が、既存の町会等と連署による町会・自治会・管理組合設立届を提出することができない場合は、分離等により設立した町会等には補助金は交付しないものとする。
 - (3) 年度の途中で町会等が解散した場合の返還額
 - ア 年度の途中で町会等が解散した場合には、均等割額及び世帯割額とも、廃止届の届出のあった日の属する月の翌月から月割とする。この場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - イ 既存の町会等と合併若しくは、新たな町会等を設立する場合のための解散・廃止は、返還を要しない。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。